

## 藤沢市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時 2016 年（平成 28 年）5 月 11 日（水）  
午後 5 時 30 分  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第 2 号 平成 29 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について
  - (2) 議案第 3 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
  - (3) 議案第 4 号 平成 29 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
  - (4) 議案第 5 号 藤沢市社会教育委員の委嘱について
- 5 その他
  - (1) 平成 27 年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 中 林 奈美子  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育部長	吉 住 潤	教育次長	小 林 誠 二
生涯学習部長	秋 山 曜	教育部参事	神 尾 友 美
生涯学習部参事	藤 本 広 巳	教育部参事	神 尾 哲
教育部参事	小 池 規 子	教育部参事	松 原 保
学校施設課長	山 口 秀 俊	学校教育企画課長	齋 藤 直 昭
教育総務課主幹	佐 藤 繁	教育指導課主幹	窪 島 義 浩
生涯学習総務課 主幹	山 口 雄 賢	生涯学習総務課 主幹	塩 原 彰 子
生涯学習総務課 課長補佐	田 代 俊 之	生涯学習総務課 課長補佐	井 出 祥 子
教育指導課指導 主事	北 野 博 三	教育指導課指導 主事	坪 谷 麻 貴
教育指導課指導 主事	山 田 大		
書 記	西 山 勝 弘		

午後5時30分 開会

小竹委員長

ただいまから藤沢市教育委員会5月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3番・中林委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3番・中林委員、5番・井上委員にお願いすることといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、このとおりに承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

それでは、議事に入ります。

議案第2号平成29年度使用藤沢市教科用図書の採択方針についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事

議案第2号平成29年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について、ご説明いたします。この議案を提出したのは、平成29年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要による。前文では、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定めている旨を述べています。1の基本的な考え方は3点あります。(1)国、県、市の資料等を踏まえて採択する。今年度は文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成29年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会(以下「審議委員会」という。)の「答申」等を踏まえて、特別支援教育関係教科用図書の採択替えを行います。なお、小学校用教科用図書については、平成26年度採択と同一のものを、中学校用教科用図書については、平成27年度採択と同一のものを採択する。

(2)公正かつ適正を期し採択する。静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3)学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条に基づき、次のようにする。(1) 小学校用教科用図書は、平成26年度採択と同一のもの、(2) 中学校用教科用図書は、平成27年度採択と同一のものを採択する。(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。学校教育法附則第9条には、特別支援学校や特別支援学級では、教科用図書以外の図書を使用することができる旨の規定があり、「一般の図書を教科用図書として使用することができる」となっている。

3 採択の日程について、教科用採択にかかわる大まかな日程を記載しています。(1)は小・中学校用教科用図書採択日程、(2)は特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程です。アは、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長による調査研究、イは、諮問について、ウは、答申について、エは、採択についてです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。議案第2号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第2号平成29年度使用藤沢市教科用図書の採択方針については、原案のとおり決定いたします。

×××

小竹委員長 次に、議案第3号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 議案第3号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命についてご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が2016年5月31日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第2条の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要によるものです。

1の委嘱等する者 審議委員会の委員については、採択審議委員会規則第2条の規定により、16名以内となっております。今回、提案いたしました委員に関しては、8名の委員を挙げております。選出区分については、市立特別支援学校長から1名、市立中学校長から2名、市立小学校長から2名、中学校教育研究会から1名、小学校教育研究会から1名、保護者から1名の計8名です。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。議案第3号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第3号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定といたします。

×××

小竹委員長 次に、議案第4号平成29年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 議案第4号平成29年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)ご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第5条の規定に基づき、諮問する必要によるものです。それでは、諮問文を読み、説明にかえさせていただきます。

---

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

藤沢市教育委員会  
委員長 小竹 伊津子

平成29年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)

藤沢市教育委員会は、2016年(平成28年)5月11日の教育委員会会議において「平成29年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「平成29年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「平成29年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申して下さるよう、ここに諮問します。

---

それでは、諮問書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。議案第4号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第4号平成29年度使用藤沢市教科用図書に関する審議

について（諮問）は、原案のとおり決定いたします。

×××

小竹委員長 次に、議案第5号藤沢市社会教育委員の委嘱についてを上程いたします。  
生涯学習部の説明を求めます。

藤本生涯学習部参事 議案第5号藤沢市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。今回、この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員のうち学校教育関係者1名に欠員が生じたため、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により、補欠の委員を委嘱する必要によるものです。

委員候補者につきましては、藤沢市立中学校長会から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間となるものです。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

小竹委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第5号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

小竹委員長 それでは、議案第5号藤沢市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷

小竹委員長 それでは、その他に入ります。

(1) 平成27年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 (資料朗読)

平成28年1月から2月にかけて実施いたしました「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、ご報告いたします。

1 調査の概要 (1) 調査目的としては、過去の調査により、藤沢市立学校で体罰事案が認められたことを受け、教育委員会では体罰の根絶を目指した取り組みを推進してまいりました。本調査を実施することにより、教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶につなげるために実施したものです。(2) 調査主体、(3) 実施主体は記載のとおりです。

(4) 調査内容 ア 教職員向け調査とイ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査の2種類を行いました。調査期間、調査対象、調査方法については記載のとおりです。参考に、「児童生徒及び保護者向けアンケートの調査用紙」を14ページに添付してありますので、後ほどご覧ください。

(5) 回答数ですが、参考に平成25年度、26年度の回答数を併記しております。ア 教職員向け調査については、自己申告によるもので小学校3

件、中学校 1 件の合計 4 件が報告されました。イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査については、学校を通してすべての児童生徒に回答用紙等を配布しており、該当がある場合のみ体罰があった日時や態様等を具体的に記載し、郵送または教頭を介して教育指導課へ提出することになっております。小学校 59 通、中学校 14 通、特別支援学校 1 通の合計 74 通の回答がありました。

(6) 平成 27 年度の児童生徒及び保護者向けアンケート調査における回答の種類及び再調査を依頼した数について、括弧内には平成 26 年度の調査数を記載しております。小学校については回答があった 59 通のうち保護者の意見欄などに記載のあったものが 46 通で、体罰を「受けた」、「見た」と記載されていたものは 13 通ありました。その 13 件についてはすべて学校長に再調査を依頼しております。中学校については、回答のあった 14 通のうち保護者の意見欄などに記載のあったものは 8 通で、体罰を「受けた」、「見た」と記載されていたものは 6 通ありました。その 6 件についてもすべて学校長に再調査を依頼いたしました。特別支援学校については回答のあった 1 通は、保護者の意見欄に記載のあったもので、体罰を「受けた」、「見た」との記載はありませんでした。

(7) 再調査の依頼から除外した案件の ア 文部科学省の「体罰について」に基づいて、体罰とは判断されないものとしては、注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動させようとして本人が動かなかつた場合に、きずりや言葉の暴力等です。なお、文部科学省の体罰の定義については、15 ページに資料として添付してありますので、後ほどご覧ください。

イ 体罰の事実が特定できないものとしては、学年、体罰が行われた場面、教職員名等の記載がなく、具体が判断できないものです。

(8) 再調査方法について、記載内容に基づき、校長による該当教諭又は児童生徒に対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。また、保護者に対しては必要に応じ教育委員会より聞き取りを行い、事実の確認を行いました。

2 再調査結果について 参考に平成 25 年度、26 年度の再調査の結果も記載しております。(1) 教職員向け調査結果に関して、県教育委員会に報告する事案はありませんでしたが、「校長による継続的な指導」が小学校 3 人、中学校 1 人となっています。具体的な例としては、何度も口頭による指導をしていたにもかかわらず、自分勝手な行動をする児童生徒の頭をたたく等の行為が見られた等でございます。

(2) 児童生徒及び保護者向けアンケート調査についての再調査結果につ

いても、県教育委員会に報告した事案はございませんでした。しかし、中学校教員1名が、部活動を指導中に生徒の人権に係るような暴言を複数回行ったという事案があったため、市教育委員会による指導を行いました。「校長による継続的な指導」については、小学校7人、中学校3人ございました。具体的には教員の指導に対して反抗的な態度を取った児童に対して、軽く手を出してしまうなどの行為や、部活動指導中に生徒に対して言葉の暴力ととらえられるような行為などが見られております。「事実が認められなかったもの」といたしましては、小学校6件、中学校2件でございました。

3 児童生徒及び保護者からの意見 主な意見としては、(1)「体罰」についての調査も大切なことだが、言葉による暴力を受けている子に対して大きな影響及ぼすことがあると思う。(2)職員会議等で研修をすることで、教員の体罰に対する理解が深まり、体罰をする教員が減るのではないかという意見がありました。

4 考察ですが、回答方法を記述式に変更したため、より具体的な意見が寄せられるようになり、再調査の際に、より詳細な聞き取りが可能となりました。今回の調査で認知した体罰事案の件数は平成26年度と同水準でした。依然として体罰にあたる事案が報告されている現状を重く受けとめ、今後も各種研修会や担当者会、職員会議等を活用して、教職員に体罰についての自覚を促してまいります。なお、言葉の暴力については、今回の調査でも指摘を受けていることから、子どもの人権に配慮する意識啓発も引き続きの課題であるにとらえております。

5 市教育委員会と学校との連携による取り組み (1)教職員の人権意識の向上に向け、職員相互の意見交換を行うなど、教職員が主体的に取り組む研修を実施いたします。(2)教職経験年数に応じた研修や事故防止研修会等において、講話を行ってまいります。(3)2014年4月に改訂した「藤沢市立学校児童生徒指導の手引き」を活用し、子どもに寄り添った指導を促します。(4)教育委員会が作成した「体罰事案につながる恐れのある事例集」等を活用し、指導方法の研修等に役立ててまいります。(5)中学校体育連盟と連携して各専門部会での講話や外部講師による指導方法のあり方研修を実施してまいります。(6)藤沢市教育文化センターでの研修講座において、児童生徒への適切な言葉かけや指示の出し方を学ぶためのコーチング講座を実施いたします。今後も教育委員会といたしましては、児童生徒が安心して生活できる学校づくりに努めてまいります。以上です。

小竹委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問

がありましたらお願いいたします。

井上委員

依然として、去年と同じ水準で体罰が行われていることについては検討すべき課題だろうと思います。今後、どういうふうに対応していくかというところでの説明にありましたように、校外研修とか各種研修を活用した教職員の意識啓発ということで、具体的なものが市教育委員会と学校との連携によって取り組みがなされるということは、とても重要なことだと思っております。そこで教職員への研修がどのように行われているのかという質問と、そういった研修を行ったことによってどのような効果なり、消化をするのかというあたりを教育委員会としてどうとらえているのか、説明していただけますか。

北野教育指導課指導主事

どのような研修を行ってきたのかということですが、初任者研修や各年次の経験者研修のところで、教育指導課長等から講話等をしていただきまして、体罰は教育公務員として、してはいけないというようなことの話をしております。また、各研修の最後には「振り返り」ということでレポートを提出させておりまして、その中で体罰はいけないというような声を教員から上がってきております。

松原教育部参事

若干の補足をさせていただきますと、研修の内容としては、今までの具体的な事例として、例えばこういう子どもに対して、こういう教員が取った行動が体罰に当たるとか、こういう言葉かけが適切な指導に当たるとか、具体がわかるものを示して、それを過去の事例なども生かしながら教員に周知しております。さらに人権にかかる問題が中心になってまいりますので、人権を意識するということでの人権尊重の研修も行っております。

それからどういった形での評価をされているのかということですが、けれども、これまでに体罰の報告あるいは校長による指導というケースについては、その後の様子等について追跡、学校の方にその後の教員が研修を受けた、あるいは指導を受けた後の様子、学校での様子、子どもへの関わり方がどうであるとか、そういう状況の追跡を確認しながら、研修の成果と言いますか、その教員が今現在、どのように子どもに対して関わっていることができているか等も行っているところです。

吉住教育部長

少し補足をさせていただきます。3年前、4年前は複数の場所で問題が発生したという状況の中で、その後、各学校においても校長を中心に真剣な研修を行っています。学務保健課が毎年、事故防止会議の報告の提出を受けているのですが、その中を見ますと、例えば学校によっては生徒役と教師役でロールプレー的なことをやったり、最近ではアンガーマネジメント、要するに教師が、子どもがなかなか指導を受け入れてくれないことに

対して怒りを感じたときに、それが行動にあらわれるのではなくて、特に自分をコントロールして粘り強く指導していくのかというようなことも研修の中で出ているように聞いています。また、過去の体罰で処分に至った事案は、部活動中の体罰が多かったので、部活動の中での指導法についても繰り返し、中学校体育連盟や校長に指導を依頼して、そういった部分も大分意識としては変わってきたと思っています。そうは言っても、日々子どもたちが起こす問題に対して、つい手が出てしまうということもあります。また、教員も今、世代交代の真っ最中で、次々と若い教員も入ってきますので、引き続き、きちんと研修をして、意識啓発を続けていかなければならないと考えております。

井上委員 細かな研修をされているということで、「振り返り」あるいはそのレポートを書かせるということまでされているということですが、起こしてしまった人へのケアは、そういうことにもなるかと思うんですけども、やってしまったという形で、また新たに出てくることのないような指導もしておく必要があると思います。誰がいつどういう形で、思わず出てしまったというようなことになる可能性もありますので、そういったことのないような研修も考えていくことも必要なのかなと思いますので、やってしまったものに対するものとあわせて、今後、そういう形にならないような研修もあわせて検討していただければ、なおよろしいかと思っておりますので、ぜひその辺の検討もしていただけたらと思います。

中林委員 先生方の認識と実際に上がってきている数字の差が開いている状況が昨年と続いているようにえます。また、中学校については、数字だけを見ると増加傾向に見えますが、その辺の研修の形態が毎年同じものを行っているわけではないと思いますので、数字だけ追いかけてはいけなと思うんですが、開いている状況をどういうふうと考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思えます。

北野教育指導課指導主事 教職員から上がってくる数字と児童生徒・保護者から上がってくる数字の差ということだと思っておりますけれども、これは体罰に限らずやってしまった側とやられてしまった側の受けとめ方で差が出てしまうのかなと思います。大切なことは教員が児童生徒の立場に立って、児童生徒の人権に配慮した指導を繰り返し行っていくことではないかと考えておりますので、研修等でもそういったあたりを中心にお話していただければと思っております。

中林委員 根本的なところでの児童生徒と保護者対先生方の信頼関係が大事なのではないかと思っております。何も知らない人に言われる一言と、いろいろ指導して関係ができている中での一言は、同じ言葉でも受けとめ方が全然

違うと思います。やられている側とやった側の意識の差はどういう状況でもあると思うので、先生方も若くなっていて、なかなかコミュニケーションがうまく取れない先生方も多くなってきているのかなと思っていますので、学校現場だけで解決できるところがあるかどうかわかりませんが、保護者やPTAなども解決の手段として有効活用していただいて、ぜひいい人間関係をつくっていただいて、多分言葉の暴力などもそうだと思いますので、そのあたりを先生方の研修に入れていただきたいと思います。

小竹委員長 他にありませんか。

特にないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会からきょうまでの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。6月15日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の定例会は6月15日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後6時10分 閉会

